

鹿屋最終処分場モニタリング測量業務委託

仕 様 書

大隅肝属広域事務組合

一 般 事 項

本仕様書は、大隅肝属広域事務組合（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務委託に適用する。

ただし、本仕様書に明記のない事項であっても、業務遂行上当然必要と思われる事項については、受託者の責任において実施するものとする。

- 1 委託業務の名称
令和6年度鹿屋最終処分場モニタリング測量業務委託
- 2 委託業務場所
肝属地区鹿屋最終処分場（鹿屋市下高隈町4319番地1）
- 3 業務の目的
各月の観測点を測量し、観測点の移動、沈下状況の確認を行うもの
- 4 委託業務の内容
本業務の内容については、下記のとおりとする。
 - (1) 観測点（40点）測量6回（1回/2か月実施）
※観測結果はその都度報告
 - (2) 観測点については別紙のとおり
- 5 履行期間
令和6年5月20日から令和7年3月28日まで
- 6 関係法令の遵守等
受託者は、業務の実施にあたり、関係法令、規則及び指針等を遵守するものとする。
- 7 秘密の保持
受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 8 主任技術者
受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、本業務に関し十分な知識と経験を有する者を選任し、業務全般について管理させなければならない。
- 9 資料の貸与
 - (1) 本業務実施のために必要な図書、関係資料等がある場合、組合が所有する図書等を貸与できるものとする。
 - (2) 受託者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、組合の承認を受けること。
また、貸与された資料は業務完了時に全て返却すること。
- 10 業務の完了
受託者は、業務が完了したときは、委託業務完了届とともに成果品を速やかに組合に引き渡して検査を受け、検査合格をもって、業務が完了するものとする。
- 11 成果品
成果品の提出は1部とする。
また、成果品はすべて委託者の所有に属し、委託者の承認を得ないで他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。